

■ 第 1 回 新潟県最低賃金専門部会

日 時：令和 3 年 7 月 27 日（火）

会 場：新潟美咲合同庁舎 2 号館

4 階共用会議室 A

（事務局）

ただいまから、令和 3 年度第 1 回新潟県最低賃金専門部会を開会いたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、新潟県最低賃金専門部会委員ですが、推薦公示の結果を受けまして、7 月 20 日付で任命され、今、皆さんにお配りしてある資料 No. 1 の専門部会委員名簿のとおりとなっております。辞令につきましては、テーブルの上に私からお配りさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

続いて、定足数について報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項、同令第 6 条第 6 項の規定により、本専門部会は成立しております。

はじめに、熊谷労働基準部長よりごあいさつをさせていただきます。

（労働基準部長）

労働基準部長の熊谷でございます。専門部会の委員となられた皆様方には、委員をお受けいただきましてありがとうございます。本日のこの専門部会におきまして、今年から来年にかけての新潟県における最低賃金の金額についてご審議をお願いするわけでございますが、各委員の皆様におかれましては、それぞれの立場はあるかと思いますが、新潟県経済の発展、労働条件の向上、労働環境の整備といった観点など総合的に勘案していただき、ご判断いただければと思っております。厳しいスケジュールの中での検討をお願いすることになるわけでございますけれども、どうかよろしくお願い申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（事務局）

次に、議事次第（1）部会長及び部会長代理の選出をお願いいたします。なお、専門部会におきましても、法第 25 条 4 項により、最低賃金法第 24 条第 2 項を準用し、公益代表委員の中から選挙により選出するという規定になっております。先々回の本審の際にもご発言がありましたけれども、丁寧な説明をしてくださいというご発言だったと理解しており

ます。専門部会では従来から推薦という形の中で候補者を確認し、皆様方より承認をいただくという方法を選挙という形でやっております。今回についてはいかがいたしましょうか。

(桑原委員)

私から推薦させていただければと思います。公益委員のお三方は経験も豊富で、どなたが部会長をされても大丈夫かとは思うのですけれども、今年につきましては長谷川委員から部会長をやっていただき、部会長代理を鈴木委員からやっていただければと思いますので、お二方を推薦したいと思います。

(事務局)

今、桑原委員から、部会長に長谷川委員、部会長代理に鈴木委員を推薦しますというご発言がありましたけれども、いかがでしょうか。

(徳武委員)

それについて申し上げる前に何点か申し上げたいと思うのですけれども、先般、賃金室からメールを頂きまして、今日の専門部会の部会長、部会長代理の選出にあたって桑原委員からお名前が挙げられるので同意するという発言してほしいというメールを頂きました。私も、立場が違う者同士で議論するために来ているのであって、セレモニーのために集まっているわけではございません。事務局から、本来あるべき姿と違った形で部会長、部会長代理を選出する指示ともとれるようなことについてはやめていただきたいと思います。

次に、今、桑原委員からお二人の名前が挙がりましたが、先ほど申し上げましたように、立場の違う者同士で議論しているわけですので、少なくとも、こういった理由でご推薦されるのかということくらいはお聞きしたいと思います。また、今、お名前が挙がりましたお二人については、おっしゃるとおりご立派な方ですので過不足はないのだらうと思いますが、せめて推薦を受ける際には所信みたいなものをお聞かせいただきたいと思います。特に所信にあたっては、先般、労働局長から諮問をいただきましたけれども、その諮問文の中に、今回の最低賃金の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2021及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップに配慮した貴会の調査審議をお願いすると。本来の最低賃金審議会のあるべき姿とは若干違うように感じられるような諮問があったわけですが、そこについてのお考えも併せてお聞かせいただければと思います。

(労働基準部長)

事務局からのメールの件につきましては、議事の運営の効率性というものを考えての話だったかと思います。徳武委員のおっしゃるとおり、こちらとして推薦うんぬん、専門部会員等の決定につきまして、既定事項であるかような印象を与えたことにつきましてはおわび申し上げたいと思います。専門部会委員等につきましては選挙ということになっており

ますが、その方法につきましては部会長に一任されているかと思います。これまでは推薦をいただいたうえで、全会の合意で決定するというのが慣例でございましたので、そのようなことをとらせていただいたわけございまして、必ずしも投票や挙手によって決定されるというわけではございません。もちろん異議があれば出していただければよろしいわけですが、桑原委員からのご推薦いただきましたように、事務局といたしましても、長谷川委員の部会長就任につきまして特段問題はないとは思っておりますし、その点につきましては労使双方からも同意いただければと考えております。それが頂けましたら、委員の選出については適正な手続きが踏まれたものと判断させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(徳武委員)

事務局のお話は分かりました。桑原委員から、推薦の理由をお願いします。

(桑原委員)

若干緊張をしておりますして、推薦理由を言い忘れてしまい申し訳ありませんでした。まず、今年の諮問文を少し意識して、やはり経済という部分に精通されている長谷川委員が部会長としてよろしいのではないかと考えました。もちろん永井委員も経済には精通されていますが、永井委員は本審の会長でもいらっしゃいますし、ここは長谷川委員から部会長を務めていただければ、より部会がスムーズにいくのではなかと考えたところです。鈴木委員は、昨年、部会長をされていて、その辺の経験もおありですし、部会長代理は鈴木委員がよろしいのではないかと。またこれは事務局ではなく私の意見として申し上げるところでございます。

(徳武委員)

推薦を受けた方の所信をお願いします。

(事務局)

これから推薦決定する前に所信がどうしても必要ということでしょうか。

(徳武委員)

お聞きしなければ判断できないですね。

(事務局)

それでは、お願いできますでしょうか。

(長谷川委員)

もし、私が部会長になったらということでしょうか。

(徳武委員)

はい。

(長谷川委員)

非常に難しい状況の中、議論を進めなければいけないと思っています。政府からは、実際に実質3パーセント上げ続けていくというところで、コロナ禍の中でそれを続けていくのかどうかということも推移を見守っておりましたけれども、昨年の分を取り返すかのように、それ以上の高いベースでの目安の提示ということで、正直言うと、こちらも戸惑っているところがございます。新潟県も経済の状況が不透明な中で、ただ、経済指標は回復しているところもがございます。思ったほど悪くない、雇用もそこまで悪くない。ただ、格差が広がっている。その中で、最低賃金のところを大きく上げるということに関しては、やはりこちらでも、本当にこれでいいのだろうかという迷いもがございます。ただ、労働者の生活を守らなければいけないということももちろん非常に重要なところではございます。今の831円で暮らしていけるかというところです。

そう考えると、支出がいろいろな面で増えてきている。さまざまな安全性などを考慮したうえで、支出も増えざるを得ないところもあります。皆さんが働きながら、きちんとした生活をするというところで賃金というのは上げなければいけないということは分かっている。それは中長期的な話ではそうだと。そういう意味では非常に隔たりが大きい、今回の議論になると。その中でどう落としどころというか、皆さんから納得いただける議論を短い期間でできるのかということに関しては、正直、私も非常に不安を持ちつつやらなければいけないのかなと。ただ、覚悟はあります。もしかしたらこの時間内で終わらないかもしれないと。もう少し議論を尽くさなければいけないことになるかもしれませんが、それは皆さんとやろうじゃありませんかということで進めてまいりたいと思います。そういった覚悟だけはございます。力不足は確かだと。それは私も十分認識しております。皆さんのお力をいただかなければ、うまくまとめることはできないだろうと。ただ、不十分であるということであれば、私とは違う方を推薦していただいてもらってかまいません。ただ、やっていく覚悟だけはございますので、よろしくお願いいたします。

(鈴木委員)

私からも一言。私はこちらの審議会に加わらせていただいておりますが、経済のことは全く分かりません。素人です。できることといたら、意見の違う当事者を何とか納得いくところまで導ければいいなと思っておりますが、いかんせん、そのベースがなかなかないので難しいなと思っております。私の個人的な考え、思いは、はっきりいって最低賃金はどちらでもいいと思っています。上げるもよし、低いままでもよしと。これは新潟県の皆さんがどのような未来を思っていくのかなと。それこそ、県知事が音頭をとって、こうしていこうという思いがあれば、それにいいねということで進めていくのもいいだろうけれども、今のと

ころははっきりしたことは総花的なことなのかなという感じは抱いているので、私はどちらでもいいと思っています。ただ、実感として最低賃金のレベルで生活している方と生活保護で生活されている方と、実際、どちらか得か見ていると、生活保護のほうが楽じゃないのと思うことはときどきあります。毎年、最低賃金と生活保護と比較されておりますけれども、もう少しチェックしたほうがいいのではないかと個人的には思っているのですが、それはそれで、我々に決定させてしまおうと投げかけてくる国の制度自体、どうかなと思う面もあるのですけれども、こういった制度であればしょうがないなど。これは私の実感です。よろしくをお願いします。

(事務局)

それでは、元に戻りまして、今、推薦という形になっておりますが、このまま、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(徳武委員)

突然のお願いで大変恐縮です。非常にバランス感覚を持って公正に審議していただけるということが確認できましたし、特に今回の目安については、先ほど部長もおっしゃっていましたが、政府の意向に特に配慮するという色彩が非常に強くて、本来あるべき最低賃金審議会のあり方とは少し違うのではないかと私も思っています。当新潟県においてはそういったことではなく、法の趣旨にのっとってきちんとした議論をお互いにしたいと思っていますので、そういった議論をリードしていただけるものと私は思いますので、推薦については同意したいと思います。

(事務局)

ほかの委員の方々はいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしということで確認させていただきました。

それでは、長谷川部会長、鈴木部会長代理からそれぞれごあいさつをと考えていたのですが、今ほどの所信以外で何かご発言いただけるものがあればとなりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、それぞれのごあいさつは割愛させていただきます。

以降の議事進行につきましては部会長にお願いしたいと思います。

(部会長)

部会長を務めさせていただきます長谷川です。よろしくお願いします。

それでは議事に入ります。まず、議題(2)新潟県最低賃金専門部会運営規程についてです。事務局より説明をお願いいたします。

(室長)

資料No.2の新潟県最低賃金専門部会運営規程をご覧いただきたいと思います。本規程は平成21年7月23日から施行されているもので、以後、内容に変更はございません。会議の公開については規程の第5条にございます。会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより率直な意見の交換が損なわれる等の場合には、部会長の判断により非公開にできるとされております。委員の皆様の特段のご意見がなければ、本年度も本規程に基づき、第1回本審で決定されたとおり、専門部会は非公開として議事運営を行いたいと考えております。

(部会長)

ただいま説明がありました運営規程について、何かご意見、ご質問等はありませんか。
よろしいでしょうか。それでは、今後、この規程に基づいて運営してまいります。

本日の会議は7月6日に開催された新潟地方最低賃金審議会において、専門部会の会議はすべて非公開とすることが決定されたところであり、今ほど事務局から説明がございましたが、新潟県最低賃金専門部会運営規程第5条第1項の規定に基づき非公開といたします。

次に、議題(3)最低賃金に係る審議について、事務局より説明をお願いいたします。

(室長)

資料について説明させていただきます。先ほどの本審の資料にありました資料の別冊1になります。中央最低賃金審議会の関係になりますが、先ほどの本審でも伝達させていただきましたが、7月16日に中央最低賃金審議会から田村厚生労働大臣に令和3年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申がなされました。別紙1の目安に関する公益委員見解によりますと、この表のとおりAランク、Bランク、Cランク、Dランクの全てに28円の引上額の目安が示されております。

記の2(1)中段以降に記載されておりますが、今年度の公益委員見解の取りまとめに当たって重視した点が記載されております。今年度の地域別最低賃金は、記の2(1)の①から⑦を総合的に勘案して、地域の経済、雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌して審議することとされております。また、生活保護水準と最低賃金の比較については、前年度に引き続き乖離が生じていないことも確認されております。今後、中央最低賃金審議会の公益委員見解、小委員会報告を目安の参考にし、専門部会でも忌憚のないご意見をお願いしたいと考えております。

次に、資料No.3から10について、ポイントのみをご説明させていただきます。資料No.3は、中央最低賃金審議会での目安に関する小委員会配付資料で、7月1日に開催された中央

最低賃金審議会の第2回目安に関する小委員会で配付された資料になります。見出し①の3ページ以降は令和3年賃金改定状況調査結果になります。これについては差し替え済みです。調査方法で昨年から変更箇所がありまして、回答は、今まで郵送のみだったものがオンライン回答もできるようになりました。また、調査の地域区域が、前年が本年6月1日現在における都道府県庁所在地プラス人口5万人未満のところに所在する常用労働者30人未満の企業を対象に調査していたものが、都道府県全体、県内全域となったものです。他には、産業別のその他のサービス業が、学研究専門技術サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、ほかに属さないサービス業にそれぞれ分類されました。結果的には、この分類が今回の改定の誤りとなったところがあります。この中には、当局で実施した新潟県のデータも含まれております。

次に、いわゆる第4表が6、7ページとなります。第4表①が一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率です。縦の表示は、一番上が男女計、その下が男女別のランク毎の表となっております。横の表示に関しては、調査対象産業別となっており、新潟はCランクに入っておりますので、左端の男女計の産業計Cランクを見ますと、1時間当たりの賃金額は令和2年6月が1,276円。令和3年6月が1,282円で、本年の賃金上昇率は0.5パーセントとなっております。ちなみに、令和2年の賃金上昇率は1.3パーセントでした。

次のページの第4表の②につきましては、同じく賃金上昇率ですが、一般とパートタイム労働者を分けて表示したものです。上は一般労働者及びパートタイム労働者の計で、Cランクの賃金上昇率は0.5パーセントで、Cランクにおける一般は0.4パーセント、パートの賃金上昇率は0.4パーセントとなっており、昨年は一般が0.9パーセント、パートは2.1パーセントでしたので、一般は0.5ポイント、パートは1.7ポイント減少していることになります。ただ、この数値に関しては、公益委員見解にも記載されているとおり、前年を数値的に上回ってはいるが、前年より上げ幅が縮小、名目のGDP成長率も大幅に下落しており、加えて、雇用経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、参考とするには少し慎重に取り扱っていただきたいと思います。

続きまして、見出し②、生活保護と最低賃金をご覧ください。生活保護と最低賃金を比較したものです。グラフは生活保護のデータ、最低賃金のデータ、ともに令和元年度のものとなっております。この表からお分かりのとおり、令和元年度は全国の都道府県において最低賃金が生活保護を上回っております。

新潟県及び新潟市の生活保護と最低賃金の比較について、資料No.9をご覧ください。これは令和元年度のデータに基づいて計算したのですが、計算式に示すとおり、新潟県の最低賃金は新潟県の生活保護水準を月額20,622円上回っております。新潟市においては、新潟

県より乖離は少ないですが、14,138 円最低賃金が生活保護を上回っているということになります。

すみませんが、目安に関する小委員会の資料に戻っていただきたいと思います。資料No.3 の見出し③です。地域別最低賃金額未満率及び影響率のランク別の推移をご覧ください。これは全国の最低賃金のランク別の未満率と影響率について、その推移をまとめたものです。新潟県が属しているCランクの令和2年度を見ていただくと、未満率が1.8パーセント、影響率が4.5パーセントとなっております。

次の資料、見出し④が賃金分布に関する資料となります。これは1時間あたりの賃金が都道府県別にどのように分布されているのかをランクごとに示しております。新潟県はそれぞれこの中の9ページと22ページと35ページに掲載されております。詳細は後ほどご覧いただければと思います。

続きまして資料No.4の地域別最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導結果です。毎年1月から3月にかけて、県下の各労働基準監督署において最低賃金が守られているか監督した結果となっております。昨年度の違反率は全国で8.1パーセント、新潟では7.4パーセントの違反率となっており、監督実施件数、違反件数ともコロナ禍での緊急事態宣言の影響によるもので全国、新潟県とも違反率が1割以下となっております。

続きまして資料No.5、全国中小企業動向調査結果になります。日本政策金融公庫総合研究所がまとめたものです。この調査結果によりますと、中小企業ともに新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるとの基調判断となっております。

続いて、資料No.6になります。同じく日本政策金融公庫総合研究所がまとめたものです。中小企業景況調査2021年6月の要約版です。これによりますと、概況にありますように、中小企業の売り上げDIは1.7で売り上げ見通しDIが8.4と、マイナスからプラスに転じています。

資料No.7は、一般労働者・短時間労働者の1時間当たりの賃金の推移で、全国と新潟の平成10年から令和元年までの推移を示しております。黄色で塗りつぶされたところは令和2年第2回審議会で説明しましたが、漏れていた高額の短時間労働者を算入したものです。

資料No.8に関しては、新潟県の経済動向です。7月12日に新潟県が公表した4月から6月までの第1四半期における県内の経済の概況です。基調判断は、県内経済は新型コロナウイルス感染拡大の影響などから依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しつつあるとしています。

続いて資料No.10、新潟市の生計費、労働経済指標です。新潟市の令和2年の職員の給与等に関する報告から抜粋したものとなっております。

(部会長)

かなり資料が膨大なので、今すぐというのは難しいかもしれませんが、ただいまの説明に関して、何かご質問はありませんか。

よろしいでしょうか。また不明な点等ありましたら、事務局に個別に問い合わせさせていただいてもよろしいかと思います。

本日は、県最低賃金専門部会の第1回目です。中央最低賃金審議会の目安伝達、それから調査資料などについても説明があったばかりですので、実質の金額審議については本日の審議、それから資料を踏まえ、次回の専門部会で行うこととさせていただきたいと考えております。本日は、中央最低賃金審議会の目安等から新潟県の最低賃金の改正についてどのように考えていらっしゃるか、労使双方の委員からそれぞれのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それでは、労働者委員からよろしくお願いいたします。

(桑原委員)

よろしくお願いいたします。本日、お手元に令和3年度新潟地方最低賃金改定に関する資料ということで、提出させていただきました。この中身については、また次回以降の金額審議のときに話していきたいと思っておりますけれども、これから考え方を述べるに当たって、2ページなども見ていただければと思います。

まず、考え方なのですが、例年お話ししていることではあるのですが、最低賃金の目的と役割という点から、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条のもと、やはり人たるに値する生活を営むことができる賃金水準への引き上げを目指すということが基本的な考え方になります。最低賃金はセーフティネットとしての役割を果たすことができる水準でなくてはいけないということが大前提の考え方です。これは、ウイルス禍であろうがなかろうが変わらない、基礎になるものだと考えております。

連合が独自に算出している、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準、リビングウェイズといいますが、本日の資料の5ページにも詳細があるので後ほど見ていただきたいと思います。これは2017年と少し古いデータなのですが、現在は新しいものを作成中です。新潟県で单身、賃貸1K、車なしで生活するには最低でも時給950円が必要となるというデータです。この950円は大きな病気、それからトラブル等なく過ごした場合で貯蓄はできない基準のものであるということを知っていただきたいのです。この950円、新潟県の最低賃金のデータ831円は、この950円にもほど遠い金額であるということを言いたいと思います。そして、今の長引くウイルス禍で打撃を受けている産業、それから業種、そして個々の企業があることは十分承知しております。しかし、私たちが議論するのは最低

賃金または最低賃金近傍で働く方々、そして自分たちでは雇用主と賃金交渉等ができない環境にある方々の賃金であることもしっかりとらえなければいけないと思っております。

次に、格差という点で、地域間格差と雇用間格差を是正していかなければならないという点です。これも例年申し上げていることではありますが、地価や家賃は首都圏と新潟では差があるものの、衣食にかかわるものの価格、それから光熱費、医療費などについては今、全国での地域差がほとんどないにもかかわらず、最低賃金の新潟県の全国加重平均の差は、また、Aランクとの差はどんどん広がる傾向にあります。逆にDランクとの差は縮んでいきます。全国における新潟の最低賃金の水準は、並べていくと下がっている傾向にあるということです。このウイルス禍を乗り越えたときに、同じように全国の差、それから近隣地域との賃金差があつてはますます新潟から人が出ていくことになりかねないと思います。7月22日に東京都の最低賃金は目安と同額の28円引き上げが労働局長に答申されております。そのことをしっかり受け止める必要があると思っております。先ほどの資料の2ページなども参考に見ていただければと思います。

また、雇用間格差についてもしっかり考える必要があると考えます。最低賃金は、いわゆる非正規労働者、非正規雇用で働く労働者のみではなく、正規雇用労働者も含めすべての労働者に適用されるものではありませんけれども、やはり、最低賃金近傍で働く方々にはいわゆるパートタイマー、それから非正規雇用労働者が多いところでもあります。働き方改革関連法の中でも、大きな柱である同一労働同一賃金の視点も持っていなければいけないのではないのでしょうか。中小企業でも、本年4月1日より正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を解消する必要があるということとなっております。分かりやすい例で言いますと、経験値や習熟度がほとんどない高卒初任給を一つの目安にした場合に、最低賃金というのは高卒初任給との整合性も図る必要があるのではないかと思います。これらの格差是正という部分につきましても、ウイルス禍であっても後回しにできるものではありません。法律があつてもなくても雇用間格差はやはり解消していかなければならないものです。

現在も経済状況が厳しいことは十分認識しておりますけれども、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告にもありましたように、名目GDPは一時期より回復していることに加えて、ウイルス感染症のワクチン接種が進められていることなどからも、昨年のこの時期の状況とは異なっております。中央最低賃金審議会の公益委員から高い目安金額が示されたのにはその理由が確かにある、また、中央の本審においても了解されたものであることを踏まえ、目安金額を十分に尊重したいと考えております。そして、新潟労働局長の諮問にもあった経済財政運営と改革の基本方針2021への配慮、その内容ですけれども、感染症

拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1,000 円とすることを目指し、本年の引き上げに取り組むという部分です。ここをしっかりと受け止めていかなければならないと考えております。

これらから、最低賃金法第 9 条の最低賃金を決める三つの要件を総合的に判断し、そこに加えて、最初に述べたセーフティネットとしての役割、それから格差是正を勘案した最低賃金の引き上げを求めて真摯に審議していきたいと考えているところです。どうぞよろしくお願いいたします。

(部会長)

引き続き、使用者側委員からよろしくお願いいたします。

(徳武委員)

それでは、今年度の議論に臨むに当たりまして、使用者側の考え方を述べたいと思います。

はじめに、今年を目安について述べさせていただきたいと思います。本日の本審でも配付されましたけれども、令和 3 年度の地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解を皆さんお持ちだと思いますので、そちらを開いていただければと思います。ランク別の一覧表の下、2 の (1) 以下で、まず、経済財政運営と改革の基本方針 2021 及び成長戦略実行計画、成長戦略フォローアップに配慮した調査審議を求められたことについて、特段の配慮をしたとしています。つまり、これは政権の意向が前提ですと言っています。本文に入りました、②です。②では、名目 GDP は令和 2 年に落ち込んだものの、足元では一時期より回復していること、今年はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況は異なっているとしています。

すみません、急にお配りして恐縮なのですが、使用者側提出資料で右肩の上にイと表示のあるものをご覧いただきたいと思います。主要指標の推移です。これは第 1 回本審で配られた資料の 1 ページ目なのですが、この表の左端の GDP の推移をご覧ください。これを見ますと、令和 3 年 1 から 3 月期はマイナス 1.3 パーセントと再びマイナスに転じています。こうしたことを踏まえまして、皆さんご承知のとおり、日銀の先日 16 日の金融政策決定会合で 2021 年度の実質 GDP の伸び率の見通しを引き下げ、景気下支えのため、大規模金融緩和策を維持すると決定しております。

また、皆さんもご承知のとおり、首都圏を中心に新型コロナウイルス感染拡大に歯止めがかかっておりません。4 度目の緊急事態宣言の発出に至る中、政府が飲食店の酒の提供をめぐって圧力をかけるなどして混乱を招き、社会経済の状況は依然として正常化にはほど遠い状況です。ワクチンにつきましても、政府から供給のスケジュールが示されず、接種の予

約受付の停止や今後の見通しが立たない状況に追い込まれる自治体や職域が続出しているばかりか、河野大臣は国民の接種率が6割にとどまるという見通しを示している一方で、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身茂会長は、16日夜のNHKの番組で、集団免疫の獲得については国民全体の6、7割がワクチン接種を完了しても難しいという認識を示しておられます。また、河野大臣は、さらに、今後のワクチンの追加発注をしないと述べておりまして、ワクチン接種がいつどの程度進むのか全く分からない状況となっております。

続きまして、③では、法人企業統計における企業利益は産業全体では回復が見られること、また、政府として生産性向上などに取り組む中小企業の支援強化、下請取引の適正化、金融支援などに一層取り組む方針であるとしています。

使用者側提出資料をめぐっていただきまして、口と表示のあるところをご覧ください。これは法人企業統計による企業収益です。これも第1回の本審で配られた資料の内の25ページになります。右端の令和3年1月から3月期の経常利益のところをご覧くださいと思います。ここは前年同期比で26パーセント増となっておりますけれども、戻っていただいて、令和2年1月から3月期はマイナス28.4パーセントとなっております。さらに、令和2年度は年間を通じて大幅なマイナスとなっております。ここで、例えば、100あったものが28パーセント減りましたということになりますと、答えは72となりますけれども、それでは、72のものが100に戻るには何パーセントの増加が必要でしょうか。答えは39パーセントです。つまり、72が26パーセント増えても90にしかありません。現状ではとても回復したとは言えないと思います。

さらに、令和3年1月から3月期の内訳を見ますと、資本金10億円以上が48.9パーセント、1億円から10億円が21.7パーセントと、大企業が数字を上げております。1億円未満の規模の小さい企業は1.6パーセントに過ぎず、さらに、この調査には最低賃金近傍で働く方が多いと思われる資本金1,000万円未満の小規模零細企業の数字は入っておりません。さらに、生産性向上などに取り組む中小企業への支援強化などについては、そのような方針だというだけで、いつからどのような支援がされるのかについては具体的に説明されております。

これに関しましては、21日の経済財政諮問会議で雇用調整助成金の特例措置延長と業務改善助成金の拡充が盛り込まれましたが、そもそも雇用調整助成金は従業員を休業させた場合に支給されるものです。それも延長期限は年内までということです。さらに、皆さんもご覧になったと思いますが、今朝の報道にもありましたように、雇用調整助成金につきましては財源の枯渇が懸念されているという状況です。また、業務改善助成金は、設備投資を行

って生産性を向上させ、事業所内の最低賃金を引き上げた中小企業者向けに平成 23 年に新設されたものですけれども、使い勝手が悪く、厚生労働省の支給決定件数は平成 29 年で 798 件、平成 30 年が 870 件、令和元年が 542 件、令和 2 年度の数字は見つかりませんでしたけれども、令和 2 年度の目標が 900 件だそうです。皆さん、これは新潟県内の数字ではありません。全国でこの件数だということです。果たして、こうした支援策が本当に最低賃金引き上げによって苦しむ中小事業者に行き渡る支援となるのでしょうか。

また、下請取引の適正化については、コスト上昇分を価格に転嫁できないということですけれども、例えば、あるメーカーが、わが社は賃金や原材料費が上がったのでその分製品の値上げをしますと言ったら、皆さん、それは立派なことですねと言って買ってくださいでしょうか。我が国では長期間デフレが続いていて、最終価格の値上げが難しい状況にあります。ある会社が製品の値上げを発表しますと、何かまるで悪いことをしているかのように報道され、買い控えが起きることもあります。つまり、値上げが消費者に受け入れられない経済状況の中、多くの企業が人件費や原材料費などのコスト上昇部分を価格に反映できずにいるということが全く考慮されず、ただ単にサプライチェーンの中だけの問題として片付けられていますし、世界的に原材料費の値上がりが起きているということについて、全く触れられておりません。

さらに、金融支援についてですが、使用者側提出資料のハをご覧ください。こちらは日銀の貸出・預金動向 2021 年の 3 月実績の速報値です。表の下の方にあります、参考として、銀行、信金その他計の一番右側の貸出平残をご覧ください。こちらは 586 兆 9,963 億円で、前年同月比 6.3 パーセント増です。これは金額に換算しますと、金額では 35 兆円増えているということです。これは言うまでもなく、新型コロナウイルス感染拡大により資金繰りが厳しい中小企業や個人事業主向けの融資が増えていることによるものです。現状では、雇用調整助成金により雇用を維持し、あるいは借り入れによりようやく資金をつないでいる事業者も多くなっています。しかし、助成金と違いまして借入金には必ず返済が必要になります。コロナ関係の借入金は返済猶予がついていることが多いのですけれども、これからはその返済が本格化してまいります。現在の状況から見て、すでに返済能力ぎりぎりいっぱい、あるいは限界を超えた借り入れになっている事業者も多いとみられます。今後は返済に耐えきれず、廃業や倒産、つまり解雇や失業が発生することが懸念されますが、最低賃金の引き上げはそのトリガーになるリスクを内包していると思われます。

続いて、公益見解の⑤をご覧ください。政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均 1,000 円を目指すと言われていたところ、平成 28 年度から令和元年度までの最低賃金を 3 から 3.1 パーセント引き上げていた時期と比べて今年度の状況は大きく異なると

は言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合に、マクロで見た場合の雇用情勢に大きな影響を与えるとははいえないと考えられるとしています。言い換えますと、最低賃金の引き上げにより犠牲や格差が出て大した問題ではないと言っているのと同じことです。ここでも政府の意向ありきとしたうえで、さらに現在の経済社会状況はコロナ前と大きく変わらないと言っていますけれども、皆さんもそう思われるでしょうか。

また、今ほど申し上げましたように、最低賃金を引き上げてもマクロで見れば雇用情勢に大きな影響があるとは言えないとしていますけれども、同じ公益見解の⑥をご覧くださいますと、第4表の内、AランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したことなどを総合的に勘案する必要があると、賃金引き上げと雇用情勢の悪化に相関関係があったことを認めています。つまり、最低賃金の引き上げにより事業縮小や倒産廃業、失業が増えても日本全体で見れば大した影響ではなく、早く全国加重平均 1,000 円に持っていくことが重要だと言っているのに等しいのです。同じく⑥では、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があるとしています。そもそも最低賃金法は、第9条2に、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならないとしております。つまり、地域ごとの差異に合わせて決めることが前提になっており、地域間格差の解消を目的としてはいません。

こちらの最低賃金決定要覧を皆さんお持ちだと思いますけれども、お持ちの方は 190 ページをご覧くださいと思います。ここから 195 ページまで、現在のランクの決定区分の基礎となった諸計数が掲載されております。ご覧いただきますと、どれ一つとして地域間格差がないものはありません。また、最低賃金を決定する要素となる標準生計費や生活保護費なども地域ごとに違っていますし、このように賃金の前提となるさまざまな格差をどのように考えるかなど全く説明もなく、最低賃金の地域間格差のみが論じられているということです。

続いて、公益見解⑦をご覧ください。ここでは、最低賃金を含めた賃金の引き上げにより消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させる必要があるとしています。賃金も含めて従業員の処遇が上がっていくこと自体は決して悪いことではありません。むしろあるべきものと言っていいと思います。しかし、それは経済全体の循環の中で付加価値の増加、つまり、事業者の賃金支払い能力の上昇に伴うものでなければバランスを失うことになります。ここでは、最低賃金の引き上げにより経済の好循環を実現するとしています。賃金引き上げと経済の好循環の順序が逆です。本来、経済の好循環は政府の財政出動や輸出の

拡大、イノベーションなどによる新しい需要の拡大などによりもたらされるものであり、現状は資金の大量供給やゼロ金利政策を続けても長期間のデフレから脱却することができず、世界的な消費低迷で輸出の伸びも期待できない状況であり、そうした中、最低賃金の引き上げがどの程度消費や経済に効果があるのか全く説明されることもなく、また、本来、経済の好循環を実現するのは政府がやるべきことであり、それを最低賃金引き上げに求めるのは、その役割や責任をコロナ禍で苦しむ民間に押しつける以外の何ものでもありません。ここまで今年を目安について述べさせていただきましたが、皆さん、どう思われるでしょうか。

ここで、一般の方々の反応を見てみたいと思います。お配りした使用者側提出資料をめくっていただきまして、二と表示のあるものをご覧ください。こちらは7月15日付の新潟日報の記事のコピーです。この記事の最後に、こう書いてあります。協議の内情を知る政府筋は、過去最高となった上げ幅について、官邸側の意向をこう語った。安倍前政権の最高を1円でも超えるということだ。我々はやれと言われたらやるだけだ、とあります。つまり、本来、法に基づき、公労使の議論によりいくらであるべきか導き出すものである審議会は、その存在意義を無視され、政権の意向に沿った結論を出すためのアリバイ作りに使われたということです。今年を目安は引き上げというものでしたけれども、これが仮に政権の意向が国際競争力の向上や事業者からの支持率を上げるため、最低賃金の引き上げは行わないということであつたら、恐らくそういった結論が導き出されていたでしょう。

この記事の中には沖縄の女性の話も載っています。女性は、今回の決着は思ったより上がり驚いたとしつつ、会社の業績も厳しく、一概には喜べないと。女性は、勤務先の経営難を肌で感じており、時給が上がっても会社が倒れて仕事を失えば意味がないと述べています。また、東京都内で飲食店の経営に携わる男性の話として、政府の営業自粛要請に応じる店ほど厳しい状況だ。なぜこれ以上追い込むのかという声もあります。さらに、記事には、日本総研の研究者も、引き上げの流れに戻るのは妥当だが、アップの負担が大きいと雇用が縮小する副作用も懸念されるとのコメントも掲載されています。

この記事の見出しをご覧くださいと、こう書いてあります。菅政権、成果に固執。労働者は、歓迎も失業不安。中小企業は、人件費増に悲鳴。まさしくこのとおりで、今年を目安は政権の業績づくりのためにあるもので、使用者ばかりでなく、働く人にも不安を抱かせるものとなっています。

こうしたことを踏まえまして、今年の議論に当たっての考え方について述べさせていただきます。新潟県の最低賃金の議論に当たっては、恣意性を排除し、法の趣旨に則り、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するために、当県における労働者の生計費、賃金、通常の事業を賃金支払い能力の3要素により可能な限り客観的な指標やデータに基

づき議論していきたいと思います。また、過去の議論の中で、最低賃金を同一労働同一賃金、高卒の初任給、人口減少などに関連づけた論点が挙げられたこともあったようですけれども、同一労働同一賃金は正規雇用と非正規雇用の間で個々の仕事の内容、転勤や配置転換、あるいはその他の要素を比較して不合理な差別をしてはならないというものです。また、高卒の新入社員は入社後に業務経験や知識、責任を積み重ね、将来的、長期的に会社や社会へ貢献していくことが期待され、採用されるものです。したがって、その初任給は最低賃金と性質が全く異なります。

使用者側提出資料のホをご覧ください。こちらは地元の就職先を選ばなかった理由という調査です。これは内閣府が2015年に東京圏に転入した若年層の働き方に関する意識調査を行った結果です。このグラフの中で、左から四つ目の収入の高い仕事がなかったからということを経由に上げたのは18.5パーセントで、そのほか1都3県で仕事や生活をしたかった、希望する仕事がなかった、親元を離れたかったに次いで5番目、規模の大きな企業に就職したかったからという理由と0.7ポイントの違いしかありません。若者は最低賃金が低いかという理由だけで東京圏へ出ていくのではなく、自分のやりたい仕事ややりがいがある仕事があるか、自分の能力が発揮できるか、あるいは自分の能力を高めることができるか、生活や文化的環境が望んでいるものかなどを考えています。もちろん、賃金は重要な要素ではありますが、新潟県においてはDXやSXなどを通じた新しい分野や高付加価値分野の仕事の創造、生活文化環境の整備などが重要かつ喫緊の課題です。高卒の新入社員や若者の流出と最低賃金を結びつけることは、こうした層を人材ではなく単なる労働者、労働力としてしか見ていないものであり、そうした考え方は若者の流出を招くことになりかねないと考えます。こうした論点は、私たちが議論すべき最低賃金と関連性が見いだせません。

今ほど申し上げました3要素について、県内の状況については、次回以降、詳細を述べたいと思います。また併せて県内の中小企業の現状について、中小企業団体中央会の専務理事である八木委員、日本金属ハウスウェア工業組合理事長である池田委員からも説明させていただく予定としています。

(部会長)

それでは、かなり詳細にわたって意見をいただきましたので、まとめられるかどうか分かりませんが、簡単に双方の意見をまとめたいと思います。

まず、労働者側からいただいたものとしては、やはり、最低賃金のもともとのテーマ、何のためにということです。人間らしい生活をするために必要な所得を得るための手段としての最低賃金の役割。セーフティネットであるということが大前提だと。ところが、そのセーフティネットとして考えた場合に、今の最低賃金ではこれはできないですということ

す。リビングウェイジのお話もありましたけれども、きちんとした文化的な生活を過ごすためには、しっかり上げていかなければいけないということでした。

あと、地域間格差、それから雇用間格差をなくすということも重要だと、必須論点だというお話がありました。どうしても最低賃金の対象となるのは非正規雇用、パートの方が多いと。そういう方がきちんとした待遇を得られるためには、最低賃金の役割というのは重要ですよということでした。こういったセーフティネットという部分は、別に景気の動向、ウイルス禍とは関係なく独立に存在するものであるということで、そういったご意見もいただいたと思います。

経済に関しては使用者側とは意見が異なりましたが、GDPは回復傾向にある。それからワクチン接種も進んできているということから、目安は十分に尊重すべきではないかというご意見をいただいたと思います。

一方、使用者側のご意見は大きく異なりまして、まず、中央最低賃金審議会の公益委員見解の一つ一つの項目について異議があるということでおっしゃっていただいたと思います。GDP、雇用、本当の今の足元は実はマイナスになっているというところ。それから、感染が、特に首都圏ではまだ止まらないということ。それからワクチン接種に関しても全く進んでいないという状況です。実際に中央最低賃金審議会で書かれている前提としては回復傾向であるということ自体が違うのではないかというお話をいただきました。

それから、データの見方に関しても、産業が回復傾向にあるということに関しては回復しているのではなくて、落ちたのだからそこから回復するのは数値的には当たり前で、実は元の水準にも戻っていないのではないかということ。それから、政策については、最低賃金を上げるに当たって支援強化ということがありましたけれども、それに対しても具体的な方策はなかなかないし、既存の政策に関しても非常に効果が限定的であるというお話があったと思います。

中小企業の資金繰りが相当厳しいというお話、それから最低賃金に関しての地域間格差もまた意見が異なる場所ですけれども、地域間格差をなくすとか雇用格差をなくすということに関しては、そもそも最低賃金の役割ではないというお話もいただいたかと思います。要は、最低賃金がどうやって決まるべきということに関しては、法の三要素に基づき客観的に行うべきであって、今回の中央最低賃金審議会はどうもその要素ではなく政権の意向が相当強く働いていると思われる。そういったところを排除したうえで議論していきたいというお話をいただいたかと思います。

何か誤り等はありませんか。

よろしいでしょうか。もし補足することがあれば、言っていただければと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

各委員において、専門部会で提出を予定している追加資料等がありましたら、事務局に早めに提出をお願いしたいと思います。次回に冒頭からお考えになっている金額、それからその理由についてお示しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

議題4のその他に移りたいと思います。先ほど行われた本審におきまして、意見聴取を行うということについて専門部会で実施することが決まりましたけれども、その日程を皆様と決めたいと思います。これは私からでよろしいでしょうか。事務局から説明しますか。

(事務局)

では、事務局から説明いたします。

本審の際にも日程的な面があるということでしたが、次回の専門部会が8月2日で来週の月曜日になるかと思います。実際に意見の申出が出されたのは7月26日の月曜日の朝に持ってこられまして、今日で明日というのも難しい話だとさせていただいております。申し出者も、二、三日前に言っていただければ可能ですというお話でしたので、次回の8月2日月曜日、午後1時半からの予定で進めさせていただければと考えております。

(部会長)

次回、8月2日の月曜日、午後1時半からの部会の最初ということでしょうか。

(事務局)

いかがでしょうか。ご意見をお願いします。

(部会長)

それでは、これで意見聴取を行いたいと思うのですが、そちらに対して何かご意見等はありませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、そうさせていただきたいと思います。

予定の議題はこれで終了でしょうか。

(事務局)

終わりました。

(部会長)

委員の皆様、他に何かありませんか。

それでは、議事録署名人を指名させていただきたいと思います。労働者側から桑原委員、使用者側から徳武委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事を事務局にお返しします。

(事務局)

次回の日程について説明いたします。事前に確認させていただきましたところ、委員の皆様のご都合のつく日ということで、8月2日月曜日、第2回の専門部会を午後1時半からとさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、これで第1回専門部会を終了させていただきます。お疲れ様でした。